



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年10月2日火曜日 第2408号

◇ 目次 ◇

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則..... 868

告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 931
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 932
収用及び使用の手続の開始（2件）..... 932
指定道路の指定..... 932
道路の区域変更（県道才之原菊間線）..... 932

道路の供用開始（県道才之原菊間線）..... 933
道路の供用開始（県道伊予松山港線）..... 933
道路の供用開始（県道粟井浅海線）..... 933
開発行為に関する工事の完了（2件）..... 933
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 934
道路の供用開始（一般国道441号）..... 935

監査委員規程

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程..... 935

規 則

○愛媛県規則第44号

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月2日

愛媛県知事 中村時広

児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛8県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 法第24条の3第1項の規定による入所給付決定（法第24条の2第2項の規定による障害児入所給付費の額の決定（法第24条の5の規定による認定を含む。）、法第24条の3第6項の規定による入所受給者証の交付及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第25条の9の規定による障害児入所支援負担上限月額等の通知を含む。）に関すること。</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p>(12) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（第4号、第5号、第7号及び第10号の2 _____ に掲げる権限に係るものに限る。）。</p> <p>(12)の2～(14) 省略</p> <p>(15) 施行規則第25条の7第5項の規定による障害児入所支援負担上限月額等の変更（施行規則第25条の9の規定による障害児入所支援負担上限月額等の変更の通知を含む。）に関すること。</p> <p>(16) 施行規則第25条の7第7項の規定による入所給付決定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。</p>	<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 法第24条の3第1項の規定による入所給付決定（法第24条の2第2項の規定による障害児入所給付費の額の決定（法第24条の5の規定による認定を含む。）、法第24条の3第6項の規定による入所受給者証の交付及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第25条の9の規定による負担上限月額等 _____ の通知を含む。）に関すること。</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p>(12) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（第4号、第5号、第7号、第10号の2、第13号及び第14号に掲げる権限に係るものに限る。）。</p> <p>(12)の2～(14) 省略</p> <p>(15) 施行規則第25条の7第5項の規定による負担上限月額等 _____ の変更（施行規則第25条の9の規定による負担上限月額等 _____ の変更の通知を含む。）に関すること。</p> <p>(16) 施行規則第25条の7第7項の規定による施設給付決定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。</p>

(17) 施行規則第25条の7第9項の規定による入所受給者証の再交付に関すること。

(18) 施行規則第25条の7第12項の規定による入所受給者証の返還の受理に関すること。

(19) 省略

(19)の2 施行規則第26条（施行規則第32条_____において準用する場合を含む。）の規定による書類の送付に関すること。

(19)の3 施行規則第27条（施行規則第32条_____において準用する場合を含む。）の規定による入所又は入院した児童等に係る届出の受理に関すること。

(20)～(23) 省略

(24) 第8条の7第1項の規定による障害児入所医療受給者証の再交付に関すること。

(25) 第8条の8の規定による障害児入所医療受給者証の返還の受理に関すること。

(26)・(27) 省略

2～4 省略

（障害児入所給付費利用者負担額変更申請書等）

第8条の2 入所給付決定保護者は、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定又は法第24条の7第1項に規定する特定入所障害児食費等給付費の変更を受けようとするときは、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書（様式第12号の2）を知事に提出しなければならない。

（入所給付決定変更届出書）

第8条の3 施行規則第25条の7第7項に規定する届出書は、入所給付決定変更届出書（様式第12号の3）によるものとする。

（障害児入所受給者証再交付申請書）

第8条の6 施行規則第25条の7第10項に規定する申請書は、障害児入所受給者証再交付申請書（様式第12号の6）によるものとする。

（障害児入所医療受給者証再交付申請書等）

第8条の7 入所給付決定保護者は、障害児入所医療受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、障害児入所医療受給者証再交付申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

2 障害児入所医療受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書にその障害児入所医療受給者証を添えなければならない。

（障害児入所医療受給者証の返還）

第8条の8 入所給付決定保護者は、障害児入所医療受給者証の再交付を受けた後、失つた障害児入所医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを知事に返還しなければならない。

（高額障害児入所給付費支給申請書）

第9条 施行規則第25条の17第1項に規定する申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書（様式第14号）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者指定申請書等）

第11条 施行規則第18条の27第1項及び第2項、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書（様式第15号）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者変更届出書等）

(17) 施行規則第25条の7第9項の規定による施設受給者証の再交付に関すること。

(18) 施行規則第25条の7第12項の規定による施設受給者証の返還の受理に関すること。

(19) 省略

(19)の2 施行規則第26条（施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。）の規定による書類の送付に関すること。

(19)の3 施行規則第27条（施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。）の規定による入所又は入院した児童等に係る届出の受理に関すること。

(20)～(23) 省略

(24) 第8条の7第1項の規定による障害児施設医療受給者証の再交付に関すること。

(25) 第8条の8の規定による障害児施設医療受給者証の返還の受理に関すること。

(26)・(27) 省略

2～4 省略

（障害児施設給付費利用者負担額変更申請書等）

第8条の2 施設給付決定保護者は、法第24条の3第4項に規定する施設給付決定又は法第24条の7第1項に規定する特定入所障害児食費等給付費の変更を受けようとするときは、障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書（様式第12号の2）を知事に提出しなければならない。

（施設給付決定変更届出書）

第8条の3 施行規則第25条の7第7項に規定する届出書は、施設給付決定変更届出書（様式第12号の3）によるものとする。

（障害児施設受給者証再交付申請書）

第8条の6 施行規則第25条の7第9項の規定による施設受給者証の再交付の申請は、障害児施設受給者証再交付申請書（様式第12号の6）によるものとする。

（障害児施設医療受給者証再交付申請書等）

第8条の7 施設給付決定保護者は、障害児施設医療受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、障害児施設医療受給者証再交付申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

2 障害児施設医療受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書にその障害児施設医療受給者証を添えなければならない。

（障害児施設医療受給者証の返還）

第8条の8 施設給付決定保護者は、障害児施設医療受給者証の再交付を受けた後、失つた障害児施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを知事に返還しなければならない。

（高額障害児施設給付費支給申請書）

第9条 施行規則第25条の17第1項に規定する申請書は、高額障害児施設給付費支給申請書（様式第14号）によるものとする。

（指定知的障害児施設等指定申請書等）

第11条 施行規則第25条の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）

_____に規定する申請書は、指定知的障害児施設等指定（更新）申請書

_____（様式第15号）によるものとする。

（指定知的障害児施設等変更届出書）

第12条 法第21条の5の19第1項及び第24条の13の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書（様式第16号）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業廃止届出書等）

第12条の2 法第21条の5の19の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、指定障害児通所支援事業廃止（休止・再開）届出書（様式第16号の2）によるものとする。

第16条 省略

（業務管理体制整備届出書等）

第16条の2 施行規則第18条の38第1項及び第3項、第25条の23の2第1項及び第3項並びに第25条の26の9第1項及び第3項に規定する届出書は、業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第17号の2）によるものとする。

（業務管理体制変更届出書）

第16条の3 法第21条の5の25第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出は、業務管理体制変更届出書（様式第17号の3）によるものとする。

（児童福祉施設の長又は指定医療機関の長の届出書）

第23条 施行規則第27条第1号（施行規則第32条_____において準用する場合を含む。）の規定による届出は児童の死亡届書（様式第20号）により、施行規則第27条第2号（施行規則第32条_____において準用する場合を含む。）の規定による届出は児童の措置届書（様式第21号）により、施行規則第27条第3号（施行規則第32条_____において準用する場合を含む。）の規定による届出は在所（受託）期間延長等届書（様式第22号）によるものとする。

第35条の3 省略

（障害児通所支援事業等開始届出書）

第35条の4 法第34条の3第2項の規定による届出は、障害児通所支援事業等開始届出書（様式第30号の9）によるものとする。

（障害児通所支援事業等変更届出書）

第35条の5 法第34条の3第3項の規定による届出は、障害児通所支援事業等変更届出書（様式第30号の10）によるものとする。

（障害児通所支援事業等廃止届出書等）

第35条の6 法第34条の3第4項の規定による届出は、障害児通所支援事業等廃止（休止）届出書（様式第30号の11）によるものとする。

（児童自立生活援助事業開始届出書等）

第36条 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書（様式第30号の12）によるものとする。

（児童自立生活援助事業変更届出書等）

第37条 法第34条の4第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）変更届出書（様式第30号の13）によるものとする。

（児童自立生活援助事業廃止届出書等）

第38条 法第34条の4第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）廃止（休止）届出書（様式第30号の14）によるものとする。

（一時預かり事業開始届出書）

第38条の2 法第34条の12第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書（様式第30号の15）によるものとする。

第12条 法_____第24条の13の規定による_____届出は、指定知的障害児施設等変更届出書_____（様式第16号）によるものとする。

第16条 省略

（児童福祉施設の長又は指定医療機関の長の届出書）

第23条 施行規則第27条第1号（施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。）の規定による届出は児童の死亡届書（様式第20号）により、施行規則第27条第2号（施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。）の規定による届出は児童の措置届書（様式第21号）により、施行規則第27条第3号（施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。）の規定による届出は在所期間延長等届書_____（様式第22号）によるものとする。

第35条の3 省略

（児童自立生活援助事業開始届出書等）

第36条 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書（様式第30号の9）によるものとする。

（児童自立生活援助事業変更届出書等）

第37条 法第34条の4第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）変更届出書（様式第30号の10）によるものとする。

（児童自立生活援助事業廃止届出書等）

第38条 法第34条の4第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）廃止（休止）届出書（様式第30号の11）によるものとする。

（一時預かり事業開始届出書）

第38条の2 法第34条の12第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書（様式第30号の12）によるものとする。

(一時預かり事業変更届出書)

第38条の3 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届出書(様式第30号の16)によるものとする。

(一時預かり事業廃止届出書等)

第38条の4 法第34条の12第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届出書(様式第30号の17)によるものとする。

(家庭的保育事業開始届出書)

第38条の5 法第34条の15第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届出書(様式第30号の18)によるものとする。

(家庭的保育事業変更届出書)

第38条の6 法第34条の15第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届出書(様式第30号の19)によるものとする。

(家庭的保育事業廃止届出書等)

第38条の7 法第34条の15第3項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止(休止)届出書(様式第30号の20)によるものとする。

(児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等)

第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書(様式第30号の21)により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書(様式第31号)により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書(様式第31号の2)によるものとする。

2 省略

様式第12号の2(第8条の2関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書

障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書			
省略			
保	省略	生 年 月 日	年 月 日生
護		入所受給者証番号	
者	省略		
省略			
減 免 に 関 する 事 項	省略	市町村民税課税世帯(所得割の額が_____28万円未満である場合に限る。)に属する者	

(一時預かり事業変更届出書)

第38条の3 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届出書(様式第30号の13)によるものとする。

(一時預かり事業廃止届出書等)

第38条の4 法第34条の12第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届出書(様式第30号の14)によるものとする。

(家庭的保育事業開始届出書)

第38条の5 法第34条の15第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届出書(様式第30号の15)によるものとする。

(家庭的保育事業変更届出書)

第38条の6 法第34条の15第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届出書(様式第30号の16)によるものとする。

(家庭的保育事業廃止届出書等)

第38条の7 法第34条の15第3項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止(休止)届出書(様式第30号の17)によるものとする。

(児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等)

第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書(様式第30号の18)により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書(様式第31号)により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書(様式第31号の2)によるものとする。

2 省略

様式第12号の2(第8条の2関係) 障害児施設給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書

障害児施設給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書			
省略			
保	省略	生 年 月 日	年 月 日生
護		施設受給者証番号	
者	省略		
省略			
減 免 に 関 する 事 項	省略	市町村民税課税世帯(所得割の額が、18歳以上の障害者の属する世帯にあつては16万円未満、障害児の属する世帯にあつては28万円未満である場合に限る。)に属する者	
	2 個別減免(医療型個別減免)に関する事項 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するため、個別減免(医療型個別減免)(の変更)を申請します。		
	(1) 施設の利用者が20歳以上の者であつて、次のいずれにも該当すること。 ア 施設入所者又は医療型施設入所者であること。 イ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。	(2) 施設の利用者が20歳未満の者であつて、医療型施設入所者であること。	
3 特定入所障害児食費等給付費に関する事項(申請する指定施設支援が第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設又は指定医療機関の場合を除く。) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するため、特定入所障害児食費等給付費(の変更)を申請します。			

2 省略	

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 障害児入所医療を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあっては、障害児入所医療負担上限月額及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20第2項第2号の厚生労働大臣が定める額の算定のために必要な事項に関する書類
- (3) 省略
- (4) 当該申請を行う障害児の保護者が現に入所給付決定を受けている場合には、当該入所給付決定に係る障害児入所受給者証（様式第12号の4）
- (5) 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 入所給付決定変更届出書

入所給付決定変更届出書			
省略			
保 護 者	省略	生 年 月 日	年 月 日生
		入所受給者証番号	
省略			

注1～3 省略

4 障害児入所受給者証（様式第12号の4）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の7第7項第3号の変更があつた事項を証する書類を添付すること。

様式第12号の4（第8条の4、様式第12号、様式第12号の2、様式第12号の3、様式第12号の6関係） 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児入所受給者証再交付申請書

障害児入所受給者証再交付申請書			
省略			
保 護 者	省略	生 年 月 日	年 月 日生
		入所受給者証番号	
省略			
障 害 児	省略	指 定 入 所 支 援 の 種 類	
省略			

注1・2 省略

3 破損又は汚損の場合にあつては、その障害児入所受給者証（様式第12号の4）を添付すること。

様式第13号（第8条の7関係） 障害児入所医療受給者証再交付申請書

(1) <u>施設の利用者が20歳以上の者であつて、次のいずれにも該当すること。</u> ア <u>施設入所者であること。</u> イ <u>市町村民税非課税世帯に属する者であること。</u>	(2) <u>施設の利用者が20歳未満の者であつて、施設入所者であること。</u>
4 省略	

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 障害児施設医療を行う指定施設支援に係る申請を行う場合にあっては、障害児施設医療負担上限月額及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20第2項第2号の厚生労働大臣が定める額の算定のために必要な事項に関する書類
- (3) 省略
- (4) 当該申請を行う障害児の保護者が現に施設給付決定を受けている場合には、当該施設給付決定に係る障害児施設受給者証（様式第12号の4）
- (5) 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 施設給付決定変更届出書

施設給付決定変更届出書			
省略			
保 護 者	省略	生 年 月 日	年 月 日生
		施設受給者証番号	
省略			

注1～3 省略

4 _____児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の7第7項第3号の変更があつた事項を証する書類を添付すること。

様式第12号の4（第8条の4、様式第12号、様式第12号の2、____、様式第12号の6関係） 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児施設受給者証再交付申請書

障害児施設受給者証再交付申請書			
省略			
保 護 者	省略	生 年 月 日	年 月 日生
		施設受給者証番号	
省略			
障 害 児	省略	指 定 施 設 支 援 の 種 類	
省略			

注1・2 省略

3 破損又は汚損の場合にあつては、その障害児施設受給者証（様式第12号の4）を添付すること。

様式第13号（第8条の7関係） 障害児施設医療受給者証再交付申請書

障害児入所医療受給者証再交付申請書			
省略			
保 護 者	省略	生 年 月 日	年 月 日生
		入所受給者証番号	
省略			
省略			

注1・2 省略

3 破損又は汚損の場合にあつては、その障害児入所医療受給者証(様式第12号の5)を添付すること。

様式第16号(第12条関係) 指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)変更届出書

指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)変更届出書			
省略		省略	
指定内容を変更した事業所(施設)	省略		
変更があつた事項		変更の内容	
		変更前	変更後
1	事業所(施設)の名称		
2	事業所(施設)の所在地		
3	事業者(設置者)の名称及び主たる事務所の所在地		
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
5	省略		
6	医療法(昭和23年法律第205号)第7条の許可を受けた病院_____であることを証する書類		
7	省略		
8	事業所の平面図		
9	省略		
10	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
11	児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
12	省略		
13	障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項		
14	障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項		
15	役員(代表者)の氏名、生年月日及び住所		
省略			

注1 省略

2 不要の文字は、抹消すること。

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

障害児施設医療受給者証再交付申請書			
省略			
保 護 者	省略	生 年 月 日	年 月 日生
		施設受給者証番号	
省略			
省略			

注1・2 省略

3 破損又は汚損の場合にあつては、その障害児施設医療受給者証(様式第12号の5)を添付すること。

様式第16号(第12条関係) 指定知的障害児施設等変更届出書

指定知的障害児施設等変更届出書			
省略		省略	
指定内容を変更した施設	省略		
変更があつた事項		変更の内容	
		変更前	変更後
1	施設_____の名称		
2	施設_____の所在地		
3	設置者_____の名称及び主たる事務所の所在地		
4	代表者の氏名及び住所_____		
5	省略		
6	医療法(昭和23年法律第205号)第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類		
7	省略		
8	省略		
9	施設_____の管理者の氏名、経歴及び住所_____		
10	省略		
11	障害児施設給付費及び障害児施設医療費の請求に関する事項		
12	併設施設における利用定員数又は当該施設の入所者の定員		
省略			

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

7 障害児通所支援のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用者の定員の増加に伴い届け出る場合にあつては、当該障害児通所支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

8 省略

様式第20号（第23条関係） 児童の死亡届書

省略

当施設に入所中の下記児童（受託中の下記児童）が死亡したので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条（第32条_____において準用する同省令第27条）の規定により届け出ます。

省略

注 省略

様式第21号（第23条関係） 児童の措置届書

省略

当施設に入所中の下記児童（受託中の下記児童）について措置の解除、停止、変更が適当と認められるので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条（第32条_____において準用する同省令第27条）の規定により届け出ます。

省略

注 省略

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

(4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(5)～(8) 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(4)～(6) 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 親族里親認定申請書

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

5 省略

様式第20号（第23条関係） 児童の死亡届書

省略

当施設に入所中の下記児童（受託中の下記児童）が死亡したので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条（第32条（第51条の2）において準用する同省令第27条）の規定により届け出ます。

省略

注 省略

様式第21号（第23条関係） 児童の措置届書

省略

当施設に入所中の下記児童（受託中の下記児童）について措置の解除、停止、変更が適当と認められるので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条（第32条（第51条の2）において準用する同省令第27条）の規定により届け出ます。

省略

注 省略

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

(4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の19第1項各号_____のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(5)～(8) 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の19第1項各号_____のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(4)～(6) 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 親族里親認定申請書

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の19第1項各号_____のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(4)・(5) 省略

様式第23号の4 (第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略			
省略			
省略		省略	
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	省略
3	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)、児童手当法(昭和46年法律第73号)、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	省略
省略			

注 省略

様式第30号の12 省略

様式第30号の13 省略

(4)・(5) 省略

様式第23号の4 (第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略			
省略			
省略		省略	
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	省略
3	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)、児童手当法(昭和46年法律第73号)又は平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)	省略	省略
省略			

注 省略

様式第30号の9 省略

様式第30号の10 省略

様式第30号の14 省略
様式第30号の15 省略
様式第30号の16 省略
様式第30号の17 省略
様式第30号の18 省略
様式第30号の19 省略
様式第30号の20 省略
様式第30号の21 省略

様式第30号の11 省略
様式第30号の12 省略
様式第30号の13 省略
様式第30号の14 省略
様式第30号の15 省略
様式第30号の16 省略
様式第30号の17 省略
様式第30号の18 省略

第2条 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号（第9条関係） 高額障害児入所給付費支給申請書

高額障害児入所給付費支給申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
保護者
氏 名 ㊦

保 護 者	フリガナ		制 度	入所受給者証番号、受給者証番号又は被保険者証の番号																
	氏 名																			
	生年月日	年 月 日																		
	居 住 地	(郵便番号 ー)																		
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号																

提出者の欄は、保護者以外の者が申請書を提出する場合に記入すること。

提 出 者	フリガナ		申 請 者 と の 関 係	
	氏 名			
	住 所	(郵便番号 ー)		
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号

障 害 児	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		保 護 者 と の 続 柄	

サービス利用月の世帯における 対象費用の支払合計額		申 請 に 係 る サ ー ビ ス 利 用 月	年 月 分
サービス利用月の申請者の 対象費用の支払合計額			

同 一 世 帯 に 属 す る 入 所 給 付 決 定 保 護 者 以 外 の 支 給 決 定 障 害 者	氏 名	生年月日	制 度	入所受給者証番号、受給者証番号又は被保険者証の番号																
		年 月 日																		
		年 月 日																		
		年 月 日																		

口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号																
	金融機関コード	店 舗 コ ー ド	1 普通預金 2 当座預金 3 その他																	
	フリガナ																			
	口座名義人																			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
- 4 「制度」の欄は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の11第3号に規定する入所受給者証番号にあつては①を、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第14条第3号に規定する受給者証番号にあつては②を、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第25条第1項第4号に規定する被保険者証の番号にあつては③を記入すること。
- 5 児童福祉法施行規則第25条の17第1項第2号及び第3号に掲げる額を証する書類を添付すること。

様式第15号（第11条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書

指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書 年 月 日 地方局長 様 主たる事務所の所在地 申請（設置）者 名 称 代表者の氏名 ㊤										
※事業所所在地市町番号										
申請（設置）者	フリガナ									
	名称									
	主たる事務所の所在地		（郵便番号 ー ）							
	法人の種別					法人所轄庁				
	連絡先		電話番号					FAX番号		
	代表者の職名、氏名及び生年月日		職名					生年月日		年 月 日
			フリガナ							
氏名										
代表者の住所		（郵便番号 ー ）								
指定を受けようとする事業等の種類	フリガナ									
	名称									
	施設又は事業所の所在地		（郵便番号 ー ）							
	事業等の種別		申請に係る事業等の開始予定年月日 （現に受けている指定の有効期間の満了日）					様式		
			年 月 日					別紙 のとおり。		
			年 月 日					別紙 のとおり。		
			年 月 日					別紙 のとおり。		
	既に指定を受けている事業等の種類 （他の法律における指定を含む。）		指 定 年 月 日					/		
			年 月 日							
		年 月 日								
事業者番号		児童福祉法（昭和22年法律第164号）において既に指定を受けている場合								

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。
- 5 「法人所轄庁」の欄は、申請者が許可、認可等を受けた法人の場合にあつては、当該許可、認可等を行つた官公署の名称を記入すること。
- 6 「事業者番号」の欄は、児童福祉法において既に指定を受けている場合に記入する

こと。

- 7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

別紙1 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の指定に係る審査事項

施設	フリガナ												
	名称												
	所在地	(郵便番号 -)											
管理者	連絡先	電話番号					FAX番号						
	フリガナ					住所	(郵便番号 -)						
	氏名					住所							
併設する施設	名称												
	概要												
児童発達支援管理責任者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)						
	氏名					住所							
従業者の職種及び員数	生年月日	年 月 日				事業所等の名称							
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設等の従業者との兼務					兼務する職務及び勤務時間等							
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等		第 条第 項第 号											
児童発達支援管理責任者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)						
	氏名					住所							
従業者の職種及び員数	生年月日	年 月 日				嘱託医(医師)		児童指導員		保育士		栄養士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)												
	非常勤(人)												
※基準上の必要人数(人)													
※適合の可否													
従業者数	常勤(人)			調理員		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員		言語聴覚士			
	非常勤(人)												
※基準上の必要人数(人)													
※適合の可否													
従業者数	常勤(人)			看護師									
	非常勤(人)												
※基準上の必要人数(人)													
※適合の可否													
設備基準上の数値記載項目等		/				※基準上の必要値		<input type="checkbox"/> 指導訓練室 <input type="checkbox"/> 遊戯室 <input type="checkbox"/> 屋外遊戯場 <input type="checkbox"/> 医務室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 静養室 <input type="checkbox"/> 聴力検査室					
指導訓練室	1室の最大定員	人		人									
	障害児1人当たりの最小床面積	㎡		㎡									
遊戯室	障害児1人当たりの最小床面積	㎡		㎡									
利用者の推定数		人											
主たる対象とする障害の種類													
主な揭示事項	営業日	単位ごとの営業日											
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く。) (① 時 分~ 時 分 ② 時 分~ 時 分)											
	利用定員	(全体の定員) 人 (単位ごとの定員) (① 人、② 人)											
	利用料												
	その他の費用												
	実施サービス	送迎サービス	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
	通常の事業の実施地域												
	従業者の勤務の体制												
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない											
	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)				担当者							
協力医療機関	名称					主な診療科名							
	地域の障害児への援助の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(援助の内容)									
多機能型実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「併設する施設」の「概要」の欄は、施設の目的及び提供するサービスの内容等を

記入すること。

- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
- 5 「主な揭示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。
- 6 「その他の費用」の欄は、保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。
- 7 「通常の事業の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。
- 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 9 多機能型事業を実施する場合は、別紙2から別紙5までのうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの及び別紙6を併せて提出すること。
- 10 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - (2) 事業所の各室の用途を明示した平面図及び設備の概要を記載した書類
 - (3) 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴を記載した書類
 - (4) 運営規程
 - (5) 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (6) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
 - (8) 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項を記載した書類
 - (9) 協力医療機関との契約の内容を記載した書類
 - (10) 主たる対象とする障害を特定する場合にあつては、その理由を記載した書類
 - (11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号に該当しないことを誓約する書面
 - (12) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

別紙2 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の指定に係る審査事項

（その1）

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 -)									
管理者	連絡先	電話番号					FAX番号				
	フリガナ					住所	(郵便番号 -)				
	氏名					住所					
	生年月日	年	月	日							
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設等の従業者との兼務		事業所等の名称								
		兼務する職務及び勤務時間等									
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等						第 条第 項第 号					
児童発達支援管理責任者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)				
	氏名										
	生年月日	年	月	日							
従業者の職種及び員数		指導員		保育士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
従業者数	常勤(人)										
	非常勤(人)										
※基準上の必要人数(人)											
※適合の可否											
従業者数		児童指導員		嘱託医		看護師					
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
従業者数	常勤(人)										
	非常勤(人)										
※基準上の必要人数(人)											
※適合の可否											
設備	指導訓練室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
利用者の推定数	人										
主たる対象とする障害の種類											
主な揭示事項	営業日	単位ごとの営業日									
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く。) (① 時 分～ 時 分 ② 時 分～ 時 分)									
	利用定員	(全体の定員) 人 (単位ごとの定員) (① 人、② 人)									
	利用料										
	その他の費用										
	実施サービス	送迎サービス	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
	通常の実業の実施地域	従業者の勤務の体制									
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない									
	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)				担当者					
	その他										
協力医療機関	名称				主な診療科名						
多機能型実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
一体的に管理運営される従たる事業所の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。

4 「主な揭示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。

5 「その他の費用」の欄は、保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。

6 「通常の実業の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。

- 7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 8 多機能型事業を実施する場合は、別紙1及び別紙3から別紙5までのうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの並びに別紙6を併せて提出すること。
- 9 従たる事業所がある場合は、別紙2（その2）を併せて提出すること。
- 10 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - (2) 事業所の各室の用途を明示した平面図及び設備の概要を記載した書類
 - (3) 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴を記載した書類
 - (4) 運営規程
 - (5) 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
 - (8) 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項を記載した書類
 - (9) 協力医療機関との契約の内容を記載した書類
 - (10) 主たる対象とする障害を特定する場合にあつては、その理由を記載した書類
 - (11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号に該当しないことを誓約する書面
 - (12) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 -)									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
従業者の職種及び員数	従業員数		指導員		保育士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)										
	非常勤(人)										
	※基準上の必要人数(人)										
	※適合の可否										
	従業員数		児童指導員		嘱託医		看護師				
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)										
	非常勤(人)										
	※基準上の必要人数(人)										
	※適合の可否										
設	備	指導訓練室				□有 □無					
利	用	者の推定数								人	
主な 掲 示 事 項	営	業日									
	営	業時間									
	利	用定員									
	利	用料									
	そ	の他の費用									
	実	施サービス				□有 □無					
	通	常の事業の実施地域									
	従	業者の勤務の体制									
そ	他の参考となる事項		第三者評価の実施状況		□実施している □実施していない						
			苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者				
	そ		の		他						
協	力	医		療		機		関			
		名	称			主な診療科名					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。

4 「主な揭示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。

5 「その他の費用」の欄は、保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。

6 「通常の実業の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。

7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

別紙3 医療型児童発達支援事業所の指定に係る審査事項

施設	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号 -)										
管理者	連絡先	電話番号					FAX番号					
	フリガナ					住所	(郵便番号 -)					
	氏名					住所						
	生年月日	年	月	日								
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設等の従業者との兼務		事業所等の名称									
		兼務する職務及び勤務時間等										
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等		第 条第 項第 号										
併設する施設		名称										
		概要										
児童発達支援管理責任者	フリガナ											
	氏名											
	生年月日	年	月	日	住所				(郵便番号 -)			
従業者の職種及び員数		医 師		看 護 師		児童指導員		保 育 士				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務			
従業者数	常 勤 (人)											
	非 常 勤 (人)											
※基準上の必要人数 (人)												
※ 適 合 の 可 否												
		理学療法士又は作業療法士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員						
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務			
従業者数	常 勤 (人)											
	非 常 勤 (人)											
※基準上の必要人数 (人)												
※ 適 合 の 可 否												
設備上の配慮点												
設置部分等		<input type="checkbox"/> 指導訓練室 <input type="checkbox"/> 屋外訓練場 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備										
利用者の推定数		人										
主な揭示事項	営 業 日											
	営 業 時 間	サービス提供時間 (送迎時間を除く。)										
	利 用 定 員	人										
	利 用 料											
	そ の 他 の 費 用											
	通常の事業の実施地域											
	従業者の勤務の体制											
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない										
	苦情解決の措置概要					窓口 (連絡先)			担当者			
	そ の 他											
地域の障害児への援助の実施		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(援助の内容)								
多機能型実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「併設する施設」の「概要」の欄は、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 のある欄は、該当するの中にレ印を付すること。

5 「主な揭示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。

6 「その他の費用」の欄は、保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。

7 「通常の事業の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場

合は、適宜地図を添付すること。

- 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 9 多機能型事業を実施する場合は、別紙1、別紙2、別紙4及び別紙5のうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの並びに別紙6を併せて提出すること。
- 10 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の許可を受けたことを証する書類
 - (3) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書類
 - (4) 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴を記載した書類
 - (5) 運営規程
 - (6) 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (8) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
 - (9) 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項を記載した書類
 - (10) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
 - (11) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

別紙4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る審査事項

(その1)

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 -)									
管理者	連絡先	電話番号					FAX番号				
	フリガナ					住所	(郵便番号 -)				
	氏名					住所					
	生年月日	年	月	日							
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設等の従業者との兼務		事業所等の名称								
		兼務する職務及び勤務時間等									
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等							第 条第 項第 号				
児童発達支援管理責任者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)				
	氏名										
	生年月日	年	月	日							
従業者の職種及び員数		指導員		保育士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		従業者数	常勤(人)								
			非常勤(人)								
		※基準上の必要人数(人)									
※適合の可否											
設	備	指導訓練室		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
利	用	者の推定数		人							
主な 掲 示 事 項	営	業 日 単位ごとの営業日									
	営	業 時 間 単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く。) (① 時 分～ 時 分 ② 時 分～ 時 分)									
	利	用 定 員 (全体の定員) 人 (単位ごとの定員) (① 人、② 人)									
	利	用 料									
	そ	の 他 の 費 用									
	実	施 サ ー ビ ス		送 迎 サ ー ビ ス <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	通	常 常 の 事 業 の 実 施 地 域									
	従	業 者 の 勤 務 の 体 制									
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない							
		苦情解決の措置概要		窓 口 (連絡先)		担当者					
そ の 他											
多機能型実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
一体的に管理運営される従たる事業所の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
- 4 「主な掲示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。
- 5 「その他の費用」の欄は、保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。
- 6 「通常の事業の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。
- 7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 8 多機能型事業を実施する場合は、別紙1から別紙3まで及び別紙5のうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの並びに別紙6を併せて提出すること。
- 9 従たる事業所がある場合は、別紙4(その2)を併せて提出すること。

10 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (2) 事業所の各室の用途を明示した平面図及び設備の概要を記載した書類
- (3) 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴を記載した書類
- (4) 運営規程
- (5) 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
- (8) 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項を記載した書類
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号に該当しないことを誓約する書面
- (10) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

事業所	フリガナ										
	名 称										
	所 在 地	(郵便番号 -)									
	連 絡 先	電話番号					F A X 番号				
従業者の職種及び員数	従業者数		指 導 員		保 育 士		児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者		機 能 訓 練 担 当 職 員		
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	常 勤 (人)										
	非 常 勤 (人)										
	※基準上の必要人数(人)										
※ 適 合 の 可 否											
設 備	指 導 訓 練 室				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
利 用 者 の 推 定 数	人										
主 な 掲 示 事 項	営 業 日	単位ごとの営業日									
	営 業 時 間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く。) (① 時 分~ 時 分 ② 時 分~ 時 分)									
	利 用 定 員	(全体の定員) 人 (単位ごとの定員) (① 人、② 人)									
	利 用 料										
	そ の 他 の 費 用										
	実 施 サ ー ビ ス	送 迎 サ ー ビ ス	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
	通 常 の 事 業 の 実 施 地 域										
	従業者の勤務の体制										
そ の 他 参 考 と な る 事 項	第 三 者 評 価 の 実 施 状 況	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない									
	苦 情 解 決 の 措 置 概 要	窓 口 (連 絡 先)			担 当 者						
	そ の 他										

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
- 4 「主な掲示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。
- 5 「その他の費用」の欄は、保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。
- 6 「通常の事業の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。
- 7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。